備考　表中「―」の記載は注記である。

許	大型特殊免許	7	13	20
	普通第二種免許	0		0
	大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許	1	8	9
普通第二種免許	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	7	12	19
	大型特殊免許	7	13	20
	大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許	1	8	9

備考　1　この表において、教習時間は、1教習時限につき50分とする。

2　この表において、なしとは、教習に係る免許の種類に応じ現に受けている免許の有無及び種類の項に掲げる免許のいずれをも現に受けていないことをいう。

3　学科（一）は、応用走行を行うために必要な知識の教習とし、学科（二）は、自動車の運転に必要な知識の教習のうち学科（一）の内容を除いたものについての教習とする。

4　教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許のいずれかを受け、かつ、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許のいずれかを受けている者に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習の教習時間については、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許の別に応じ、現に当該免許を受けている者について規定する学科（二）の時限数からそれぞれ1時限を減じた時限数とする。

5　大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許若しくは普通二輪免許に係る学科（二）（現に普通自動車又は普通自動二輪車を運転することができる免許を受けている場合を除く。）又は大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許に係る学科（二）（大型第二種免許又は中型第二種免許に係る教習にあっては、それぞれ現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通第二種免許を受けている場合を除く。）においては、応急救護処置教習をそれぞれ3時限又は6時限行うものとする。

6　5の規定にかかわらず、令第三十三条の六第一項第二号ニ又はホに該当する者に対しては、応急救護処置教習を行わないものとする。この場合において、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許若しくは普通二輪免許に係る学科（二）の教習時間又は大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許に係る学科（二）の教習時間は、この表に規定する時限数からそれぞれ3時限又は6時限を減じた時限数とする。

	大型特殊免許	7	13	20
	大型特殊第二種免許	1	8	9
	牽引第二種免許	1	8	9

備考　1　この表において、教習時間は、1教習時限につき50分とする。

2　この表において、なしとは、教習に係る免許の種類に応じ現に受けている免許の有無及び種類の項に掲げる免許のいずれをも現に受けていないことをいう。

3　学科（一）は、応用走行を行うために必要な知識の教習とし、学科（二）は、自動車の運転に必要な知識の教習のうち学科（一）の内容を除いたものについての教習とする。

4　教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、大型免許、中型免許又は普通免許のいずれかを受け、かつ、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許のいずれかを受けている者に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習の教習時間については、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許の別に応じ、現に当該免許を受けている者について規定する学科（二）の時限数からそれぞれ1時限を減じた時限数とする。

5　大型免許、中型免許、普通免許、大型二輪免許若しくは普通二輪免許に係る学科（二）（現に普通自動車又は普通自動二輪車を運転することができる免許を受けている場合を除く。）又は大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許に係る学科（二）（大型第二種免許又は中型第二種免許に係る教習にあっては、それぞれ現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通第二種免許を受けている場合を除く。）においては、応急救護処置教習をそれぞれ3時限又は6時限行うものとする。

6　5の規定にかかわらず、令第三十三条の六第一項第二号ニ又はホに該当する者に対しては、応急救護処置教習を行わないものとする。この場合において、大型免許、中型免許、普通免許、大型二輪免許若しくは普通二輪免許に係る学科（二）の教習時間又は大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許に係る学科（二）の教習時間は、この表に規定する時限数からそれぞれ3時限又は6時限を減じた時限数とする。

	種免許			
	大型二輪免許又は普通二輪免許	0	3	3
	普通第二種免許	0		0
普通免許	なし	10	16	26
	大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許	0	5	5
	大型二輪免許又は普通二輪免許	0	2	2
大型特殊免許	なし	10	12	22
	カタピラ限定大型特殊免許に係る教習の場合	22		22
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許又は牽引第二種免許	0		0
大型二輪免許	なし	10	16	26
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許	0	1	1
	大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許	0	4	4
	普通二輪免許	0		0
普通二輪免許	なし	10	16	26
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許	0	1	1
	大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許	0	4	4
牽引免許	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許	0		0
大型第二種免許	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	7	12	19
	大型特殊免許	7	13	20
	中型第二種免許又は普通第二種免許	0		0
	大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許	1	8	9
中型第二種免	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	7	12	19

	大型免許	0	1	1
	中型免許	0	1	1
	普通免許	0	1	1
	大型特殊免許	0	4	4
	大型第二種免許	0	1	1
	中型第二種免許	0	1	1
	普通第二種免許	0	1	1
	大型特殊第二種免許	0	4	4
	牽引第二種免許	0	4	4
牽引免許	大型免許	0		0
	中型免許	0		0
	普通免許	0		0
	大型特殊免許	0		0
	大型第二種免許	0		0
	中型第二種免許	0		0
	普通第二種免許	0		0
	大型特殊第二種免許	0		0
大型第二種免許	大型免許	7	12	19
	中型免許	7	12	19
	普通免許	7	12	19
	大型特殊免許	7	13	20
	中型第二種免許	0		0
	普通第二種免許	0		0
	大型特殊第二種免許	1	8	9
	牽引第二種免許	1	8	9
中型第二種免許	大型免許	7	12	19
	中型免許	7	12	19
	普通免許	7	12	19
	大型特殊免許	7	13	20
	普通第二種免許	0		0
	大型特殊第二種免許	1	8	9
	牽引第二種免許	1	8	9
普通第二種免許	大型免許	7	12	19
	中型免許	7	12	19
	普通免許	7	12	19